

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月5日

【会社名】 富士通株式会社

【英訳名】 FUJITSU LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 正巳

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号  
(上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記「最寄りの連絡場所」において行っております。)

【電話番号】 044(777)1111(代表)

【事務連絡者氏名】 法務・コンプライアンス・知的財産本部  
コーポレート法務部 シニアマネージャー 中安 啓文

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号(汐留シティセンター)

【電話番号】 03(6252)2220(代表)

【事務連絡者氏名】 法務・コンプライアンス・知的財産本部  
コーポレート法務部 シニアマネージャー 中安 啓文

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の提出日】 平成25年9月27日

【発行登録書の効力発生日】 平成25年10月5日

【発行登録書の有効期限】 平成27年10月4日

【発行登録番号】 25 - 関東159

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 300,000百万円

【発行可能額】 220,000百万円  
(220,000百万円)  
(注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。なお、平成26年6月12日を払込期日として、富士通株式会社第35回無担保社債(社債間限定同順位特約付)[券面総額又は振替社債の総額40,000百万円(発行価額の総額40,000百万円)]及び富士通株式会社第36回無担保社債(社債間限定同順位特約付)[券面総額又は振替社債の総額30,000百万円(発行価額の総額30,000百万円)]を発行すべく、平成26年6月5日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号 25 - 関東159 - 2)を関東財務局長に提出しておりますが、本訂正発行登録書提出日(平成26年6月5日)現在、当該社債の払込みが完了していないため、上記発行可能額の算出には加算しておりません。

【効力停止期間】 該当なし

【提出理由】 平成26年6月5日に提出した発行登録追補書類(発行登録追補書類番号 25 - 関東159 - 2)の添付書類を追加するため、本訂正発行登録書を提出するものであります。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
株式会社名古屋証券取引所  
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりです。